

令和 4 年

亀山市教育委員会 1 2 月定例会会議録

亀山市教育委員会 1 2 月定例会会議録

1. 日 時

令和4年12月22日（木）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	中 原 博
1 番委員	宮 村 由 久
2 番委員	宮 西 寛
3 番委員	吉 岡 洋 子
4 番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
参事（兼）学校教育課長（以下参事学課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	松 尾 信 子
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

3番委員（吉岡洋子委員）

4番委員（若林喜美代委員）

7. 会議録の承認

第7回臨時会、11月定例会

8. 教育長報告

教育長（令和4年12月定例会教育長報告に基づき報告）

教育部長（市議会12月定例会概要報告）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 議案

教育長 議案第51号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第51号、52号につきましては、いずれも亀山市学校運営協議会の委員の交替に関する案件です。一括提案させていただいてよろしいでしょうか。

教育長 議案第51号、52号について、一括で提案をお願いします。

教育部長 議案第51号（専決第21号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（白川小学校）」）、議案第52号（専決第22号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（加太小学校）」）は専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明します。

参事学課長（資料に基づき説明）

（異議はなく、議案第51号、第52号は可決（承認）される）

教育長 議案第53号「人事案件について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第53号については、人事案件でございますので、公開・非公開についてお諮り願います。

教育長 議案第53号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、各委員に諮る。非公開とする委員は挙手願いたい。

【各委員挙手】

教育長 全員非公開に賛成のため、議案第53号「人事案件について」は非公開とする。

(関係職員以外は退室)

《非公開》

(議案第53号は可決される。)

(退室した職員入室)

教育長 議案第54号「亀山市視覚障がい者等の録音図書の利用に関する要綱の一部改正について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育長 議案第54号「亀山市視覚障がい者等の録音図書の利用に関する要綱の一部改正について」であります。提案理由としましては、新図書館の開館に伴い、亀山市視覚障がい者等の録音図書の利用に関する要綱の一部を改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、図書館長より説明します。

図書館長 (資料に基づき説明)

宮村委員 考え方を伺いたい。先ほどの図書館長の説明で「視覚障がい者等用資料」とあったが、聞き間違いか。

図書館長 「視覚障がい者用資料」です。

宮村委員 では、1点目として、改正前の要綱をみると「視覚障がい者等の録音図書の利用」とあり、「等」が入った方がいいのではと考える。

2点目、内容とは関係ない部分であるが、第2条第1号の「視覚障がい者用資料」の説明文で「(以下「資料」という。)をいう。」の「をいう。」はいらないのではないか。

3点目第2条第2号に「視覚障がい者用資料の利用によらなければ資料の利用が困難である」とあるが、第1号で定義づけられている「資料」というのは、第2号の「視覚障がい者用資料」とイコールと考えられる。そうすると第2号の意味として「資料の利用によらなければ資料の利用が困難である」と読み取れてしま

う。ダブっていることはないのか。後半の「資料」がいないのではないかと思う。第2条第1号で定義づけられた「資料」は第2号の一箇所で使用されている一方、「視覚障がい者用資料」は各所で使用されており理解しづらい。この辺りの整理、意図について伺いたい。

図書館長 「視覚障がい者資料」については、第2条第1号に記述のとおり点字資料と録音図書のこと、通称「山鳩文庫」と呼んでいるものに該当するものです。

3点目の「資料」という言葉の使い方については整理をさせていただきます。

参事生課長 第2条第1号の「資料」は、「図書及び雑誌その他の図書館資料」のことです。第2号の「視覚障がい者用資料の利用によらなければ資料の利用が困難である」の「資料」の部分の言いかえを行っているものです。一方、「視覚障がい者用資料」というのは、第2条第1号の定義のとおりです。改正前要綱の第2条第1号にある定義と同様の考え方です。

宮西委員 そうなると、「資料」の中に視覚障がい者用資料も点字図書も録音図書も含まれるのではないか。

参事生課長 「視覚障がい者用資料」の説明として「点字図書及び録音図書」を定義づけており、文面内の「図書及び雑誌その他の図書館資料」を「資料」として位置付けています。

宮村委員 第3条以降において、「資料」というのはどこに使われているのか。例えば第3条において「視覚障がい者用資料」を利用できる対象者は定義づけられているが、「資料」を利用できる対象者はどこに位置付けられているのか。

参事生課長 この「資料」は録音図書や点字図書ではない一般的な図書館の資料となりますので、一般の方が対象となります。

若林委員 説明は理解できるが、「資料」は第2条第2号しかなく、他に使用されていない。であれば、特に定義づけをしなくてもいいのではないかと考える。

参事生課長 ご指摘のとおり第2号に1箇所だけあるため、定義づけを行っているものです。ただ、確かに第1号の文面でどの部分まで定義づけされているのが分かりづらい感じを受けます。

宮西委員 第1号で「視覚障がい者用資料」の説明があり、それを「資料」

と定義づけているのであれば、第2号の「視覚障がい者用資料」も「資料」でいいのではないかと、という話かと思うが。

参事生課長 確かに「資料」の特定について、「資料」の前に「複製した」という形容詞になっているため、どこまでの文面が「資料」の定義か分かりづらい部分もありますので、誤解がないように修正をさせていただきたいと思います。

宮村委員 では、「視覚障がい者用資料」には、点字図書と録音図書と資料があるということか。

参事生課長 点字図書と録音図書のことを言います「資料」はあくまで録音図書の説明に関する文面の一部です。

若林委員 音声によらないと本が読めない場合、読むことが困難な場合はその資料を貸し出しますという認識でいいか。

参事生課長 「複製した図書及び雑誌その他の録音資料」とあり、前に形容詞があるため、どこまでの部分を指すのか分かりづらいということだと思います。()もたくさんあり、また分かりづらいですが、「録音図書」は一般の図書館資料を音声に変えたものであるということが、()内に記述されています。

教育長 では、「資料」という定義を置かず、第2号についても「資料」ではなく、「図書及び雑誌その他の図書館資料」とすれば分かりやすいのではないかと。例規上、1箇所でも重複する言葉が出てくれば「以下「・・・」という。」としなければならないのか。

参事生課長 「以下「・・・」という。」としない場合は、同じような文言を繰り返し記載する必要があります。略を行う手法です。

教育長 1箇所であってもそのように記述する必要があるのか。それが通例なのか。

参事生課長 そのとおりです。ただ、例規については、極力誤解がないように記述する必要があります。どちらでも読むことが出来る条文は好ましくないのと、再度法務担当部署に確認させていただきたいと思います。

宮村委員 理解した。そのような工夫ができるのであればお願いしたい。

吉岡委員 第5条で、視覚障がい者の方が「電話などで伝える」とあるが、具体的にどのように行うものなのか。

図書館長 現状、障がいを持たれた方について、まず利用者登録は代理者を含めて一旦は図書館にお越しいただいています。以降、図書館

にお越しいただくのが困難な方は、電話にてお名前や図書貸出券の番号とどのタイトルの録音図書が借りたいかという内容を聞かせていただき、郵送にて対応しています。本文の内容としては、ほぼ現状と変わりありません。

吉岡委員 本人ではない場合もあるのか。

図書館長 ご家族等、本人の了解のもとで行います。図書貸出券を図書館で預かっている場合もあります。なるべく本人の負担にならないように録音図書を提供できるような流れを引き続き組もうとしています。

教育長 旧図書館でもこのようなサービスを行っていたのか。利用はあったのか。

図書館長 身体障害者手帳の視覚障害1級、2級の方については、郵送にて対応を行っており、実績としては、年間数件です。

若林委員 今回の改正が新たな条例施行によるものということは理解できる。その中で、今は点字本や大型の活字資料を誰でも借りることが出来る一方で、今回の改正では、視覚障がい者用資料が登録をしないと借りられなくなっている。今は電話等で借りることができないから今回のような改正を行ったのか、既に出来ていたことを改正によって改めて謳ったものなのか、どちらであるのか。

図書館長 録音図書には、同じようなものとしてオーディオブックというものがあります。市販されているオーディオブックは、視覚障がいや肢体不自由等にかかわらず、誰にでも利用できるものとなっています。ただ、ここに挙げさせていただいたものは、著作権法に基づき、図書館の資料を録音させていただいたものであり、一般の方全てが借りられるものではありません。従来からこのようなサービスはしていましたが、今回の規則の全面改正により、以前の規則に定められていた文言を現要綱に記述するという整理を行ったところですが、加えて、そこに肢体不自由の方等も郵送で借りられることができるような改正を行っています。

参事生課長 もう1点、宮村委員からご指摘いただいた「等」についてですが、資料については「視覚障がい者用資料」となっています。一方、利用者については視覚障がい者以外の方も利用できますので、「視覚障がい者等」としています。

宮村委員 そのような意味では、視覚障がい者以外の方も利用するという

ことで、「視覚障がい者等用資料」とならないのか。

図書館長 視覚障がい者に限らず、本を手で持って、或いは活字で本を読むことが困難な方に対して勧めるサービスですので、宮村委員ご指摘のとおりだと思います。ただ、今回整理させていただいた用語については、「視覚障がい者用資料」となっています。

教育長 タイトルから読み取ると、改正前は「視覚障がい者等の録音図書の利用・・・」とあり、改正後が「視覚障がい者用資料の利用・・・」となっているため、幅が狭まったように感じる。利用されるものが限定され、しかも申し込みがされていないと利用できないということであるが、実際はサービスが狭まったことはないということではないのか。

参事生課長 もともとの規則と要綱でそれぞれ定められている範囲が違いました。改正前の規則では、点字図書と録音図書は視覚障がい者の方が利用される図書として「視覚障がい者用図書」が定義づけられています。その内容を以て「等」を使わず「視覚障がい者用資料」としています。ただ、利用される方については視覚障がい者だけではないので、「視覚障がい者等」としています。

宮村委員 要綱の名称はどれか。要綱の名前は変わっているということか。改正文におけるタイトルは改正前のままであるが。

参事生課長 題名についても改正しています。新旧方式の改正方式となっていますので、下線がある部分が改正されている部分となります。改正前は「亀山市視覚障がい者等の録音図書の利用に関する要綱」ですが、録音図書に点字図書を加えていますので、「亀山市視覚障がい者用資料の利用に関する要綱」としています。

教育長 改正後は資料15ページのようになるということか。

参事生課長 そのとおりです。

若林委員 視覚障がい者ではない人が借りれないことはないということだと考えるが、それなのに記述は「視覚障がい者用資料」のことばかり記述されている。他の障がいを持たれた方が録音で聞きたい場合もあると思うが、使えるということだと受け止めたが。

教育長 一般の人は今も使えないし、今後も使えない。

若林委員 では、他の障がいを持たれた方はどうか。

図書館長 第2条第2号に定められた方については使えるということです。

若林委員 心身の障がいその他の理由により本が読めない人も本が借りら

れるということか。

図書館長

そのとおりです。

若林委員

では、タイトルで「等」が無いと違和感を感じるが。視覚障がい者等用資料ではないのではないか。

宮村委員

改正前の要綱で、「視覚障がい者等」の中に身体障害者手帳の交付を受けているものが含まれているのは理解できるが、改正後の条文で「その他館長が認めるもの」についての基準は何か。

図書館長

現行の録音図書の利用に関する登録の申込の時にも、利用の理由を伺っています。手帳をお持ちの方、或いは活字をそのままの大きさと読むことが難しい方、活字を長時間集中して読むことが出来ない方、学習障がいの方等にヒヤリングを行いながら登録を行っています。その点については変わりありません。

宮村委員

ということは、若林委員が指摘した一般の中でも館長が認めた身体障害者手帳を持っていない方もいいということではないのか。

図書館長

そのとおりです。

宮村委員

では、一般の方もいいという解釈ではないのか。

教育長

言いたいのは、タイトルが「視覚障がい者用」とあるので、視覚障がい者ではない人が実際は借りられるのに、視覚障がいの方しか借りられないようなイメージがあるということである。例規上、このようにまとめるというのであれば仕方ないことであるが。「視覚障がい者等用資料」とするのは難しいのか。

参事生課長

あくまで点字図書や録音図書というのは視覚障がい者のための図書でありますので、資料としては「等」を入れず「視覚障がい者用資料」としてあります。その資料を利用できる方は視覚障がい者に限りませんので、「視覚障がい者等」としてあります。

教育長

それは理解しているが、せっかくいいように改正しているのに、タイトルとしてイメージが良くないということである。

参事生課長

一点修正をお願いしたいのですが、教育委員会告示ですので、告示する者を市長ではなく、教育長に修正させてください。

委員全員

了解。

参事生課長

また、先ほどの図書館資料についてですが、第2条第1号の「(以下「資料」という。)」は削除させていただき、第2条第2号の「資料」を「図書及び雑誌その他の図書館資料」に修正させていただきたいと思います。

委員全員 了解。
教育長 ご指摘いただいた箇所につきましては、事務局で修正を行い、可決してよいか。
(異議なし)
(議案第54号は可決される)

教育長 議案第55号「亀山市立図書館運営委員会要綱の廃止について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第55号「亀山市立図書館運営委員会要綱の廃止について」であります。提案理由としましては、新図書館の開館に伴い、亀山市立図書館運営委員会要綱を廃止することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、図書館長より説明します。

図書館長 (資料に基づき説明)
(異議はなく、議案第55号は可決される)

教育長 議案第56号「亀山市立図書館整備推進委員会要綱の廃止について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第56号「亀山市立図書館整備推進委員会要綱の廃止について」であります。提案理由としましては、新図書館の開館に伴い、亀山市立図書館整備推進委員会要綱を廃止することについて委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、参事生課長より説明します。

参事生課長 (資料に基づき説明)
(異議はなく、議案第56号は可決される)

10. 協議事項

教育長 協議事項1「中学校全員喫食制給食実施事業について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

若林委員 資料4ページ、文科省の調査に合わせ「共同調理場方式」に変更しているが、5ページ以降では「センター方式」という文言がある。本計画では、亀山市として、「センター方式」で統一していくという考えでいいのか。

総務課長 文科省の調査では「共同調理場方式」としてはいますが、基本計画作成を含め、亀山市では「センター方式」を使用し馴染みもあると考えますので、「センター方式」とさせていただきます。

教育長 文科省の調査を引き合いに出す時は、「共同調理場方式」を使いつつ、注釈に説明もあるが、基本的には「センター方式」を使用するということである。

1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「生徒指導について」説明を求める。

(参事学課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「図書館進捗状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

宮村委員 市民の利用は13時からで、その前段で行うということであるが、1月26日の式典はどのようなことを行うか。

参事生課長 午前中に実施予定ですが、現段階では検討中であり、年内には案内させていただきたいと思います。場所は多目的室で行い、関係者のみの出席とする予定です。また、図書館開館に伴い、寄贈をいただいていますので、寄贈者を招待させていただき感謝状の贈呈等も考えています。

宮村委員 26日オープンということで周知をしていると思うが、市民は13時からということは知っているのか。

参事生課長 来年1月の広報誌で周知させていただく予定をしています。

教育長 朝から市民が来ると混乱するから、大きく周知を行う必要があると考える。

吉岡委員 図書館利用カードのデザイン等は決まっているのか。

図書館長 新図書館2階にコマヤスカン氏がデザインしたカーテンがあります。そのカーテンのデザインの一部を採用し、図書館利用カードの作成を進めています。

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「関図書館の臨時休館について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

宮村委員 確認であるが、図書館の愛称はどうするのであったか。

教育部長 基本構想段階では愛称の検討についての話はありましたが、現実的には、建物そのもののに「キットテラス」という名称がつけられ、そこにもう一つ名称があると混乱を招く恐れもありますので、キットテラスの中の図書館でいいのではないということで愛称はつけていません。

若林委員 図書館利用カードの有効期限は何故設けたのか。

図書館長 住所変更がなされず使用されていたり、電話番号が変更されて連絡がつかない等、さまざまな例があるため、今回改めてさせていただきました。

若林委員 更新は出来るのか。

図書館長 こちらから住所等に変更ありませんかと確認させていただくものです。県立図書館や他市の図書館で行っている運用を本市でも行うものです。

教育長 以前の図書貸出券も使えるのか。

図書館長 使えます。

教育長 では、これらの図書貸出券は3年経つと使えなくなるということか。

図書館長 使えなくはなりませんが、裏面に記載の図書館情報が新図書館のものではありませんので、順次切り替えを行っていただこうと考えています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。

(総務課長、参事学課長、参事生課長、図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

報告事項6「後援事業について」資料確認。

教育長 報告事項7「亀山市立亀山東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

宮西委員 基本的には入札となると考えるが、スキームとしてはどのようなになるのか。

総務課長 3月末までに工事設計を実施し、その内容を基に4月に当初予算が認められれば、年度当初から手続きに入り、夏休みくらいには工事を完成させたいと考えています。

(質問はなく、報告を終わる。)

12. その他

参事学課長 (市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について)

13. 閉会

午後15時10分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員